

定期金に関する権利の評価の改正

今年度の税制改正において定期金に関する権利の評価方法の見直しが予定されています。今回は平成22年度税制改正大綱を基に、お問い合わせの多い贈与税に係る定期金に関する権利の評価の改正について解説します。

1. 定期金を受ける権利について贈与税が課税される場合

個人年金契約等に基づき、保険料を負担した契約者以外の方が年金(定期金)を受取ることになる場合は、契約者から年金受取人が定期金に関する権利を贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されます(相続税法6条)。この場合の定期金を受ける権利の評価方法については、相続税法24条と25条で規定しています。

2. 定期金に関する権利の評価方法の見直し

平成22年度税制改正大綱では、定期金に関する権利の評価方法を次のように改正するとしています。

(1) 据置期間の終了等により給付事由が発生している場合(現行の相続税法24条)

解約返戻金相当額 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合は一時金相当額 予定利率等を基に算出した金額のうち、いずれか多い金額とします。現行の評価方法に比べて評価額がアップします。

(2) 給付事由が発生していない場合(現行の相続税法25条)

原則として、解約返戻金相当額を評価額とします。この改正は、平成22年4月1日以後に贈与により取得した定期金に関する権利に係る贈与税について適用されます。

3. 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価の改正時期

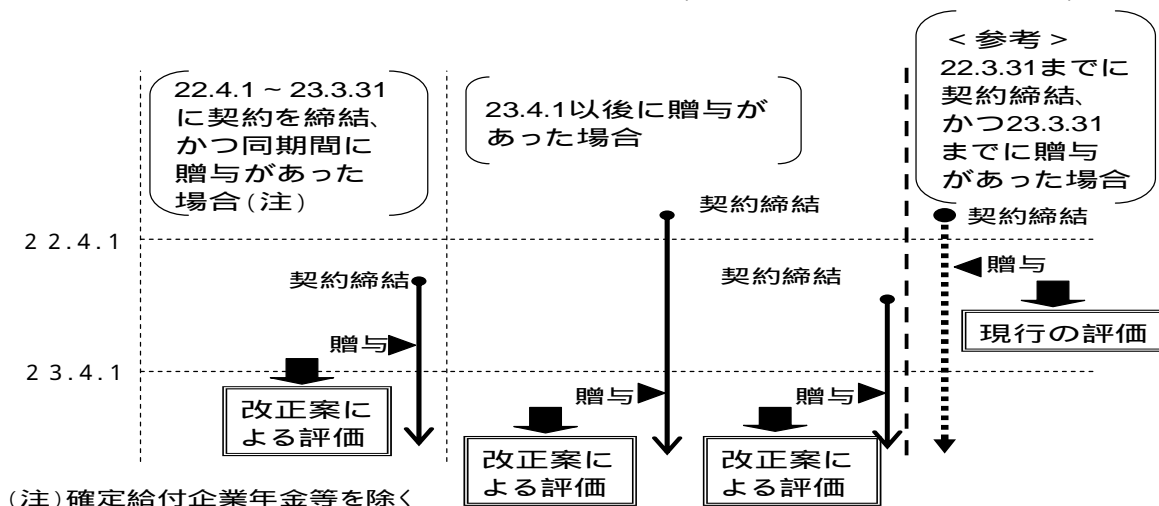
2.(1)の改正は、次の及びの定期金に関する権利に係る贈与税について適用されます。

平成22年4月1日から23年3月31日までに締結された定期金に関する権利に係る契約で、同期間内に贈与により取得したもの

平成23年4月1日以降に贈与により取得したもの

この税制改正大綱中の改正案による評価の適用時期について整理したのが、下の表になります。

< 税制改正大綱に基づく評価の適用時期(給付事由が発生済の場合) >



税制改正大綱によれば、現行の評価方法が適用されるのは上図の一番右のケースです。具体的には、保険料負担者(例えば父)以外の人(例えば子)が定期金(年金)の受取人となり、平成23年3月末までに定期金の給付事由が発生する年金保険契約を、平成22年3月31日までに締結している場合が該当します。

お知らせ 東日本銀行では、事業承継対策・相続対策・M&A・ISO取得支援・企業年金制度など様々な内容について、コンサルティングのご相談をお受けしております。ご相談については、お取引の東日本銀行支店窓口または営業統括部お客さまサービス室(03-3273-6221)にお問い合わせください。